

東京土建国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が著しく困難になり、次のいずれかの要件を満たす方は**保険料免除**の追加申請を受付します。

【申請期限:2023年3月20日(月)国保組合必着】

①主たる生計維持者(世帯主)が死亡または重篤な傷病を負った組合員
⇒ 保険料(2022年7月から8カ月分)を免除

※重篤な傷病:新型コロナに罹患し、おおむね1カ月以上の入院を要した場合など。

②組合員の建設産業の収入が2019年または2021年と比べて30%以上減少した組合員
⇒ 保険料(4カ月～8カ月分)を免除

<2021年と比較する場合>

収入の減少率	保険料の免除期間
50%以上	2022年7月から8カ月
40%以上 50%未満	2022年9月から6カ月
30%以上 40%未満	2022年11月から4カ月

2022年1月～12月の収入額を2021年または2019年の収入と比較して30%以上減っている方が減免の対象になります。

<2019年と比較する場合>

収入の減少率	保険料の免除期間
30%以上	2022年11月から4カ月

☆(1)から(3)までのすべてに該当する必要があります。

(1)建設産業での仕事による2022年の事業収入、給与収入のいずれかが、2021年又は2019年と比べて30%以上減少していること。

※同種の収入(事業⇒事業、又は給与⇒給与)が減少する場合に限りです。

(2)2021年の所得の合計が1,000万円以下であること。

(3)収入減少が見込まれる所得以外の2021年の所得の合計額が400万円以下であること。

※2019年の収入と比較する場合は、2019年と2021年それぞれの所得が上の(2)と(3)に当てはまる必要があります。

【注】収入減少の主な原因が離職、転職によるもので、新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合は減免の対象になりません。

【注】すでに免除が決定されている組合員の方は、免除期間を拡充します(申請不要)。また、収入が当初の見込みからさらに減少したことにより、初回申請時から減少率が変化する場合は、再度申請することで変更できます。

ご自身が免除の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、ご所属の支部または東京土建国保組合資格課にお問い合わせ下さい。

なお、申請の窓口はご所属の支部になります。